### 徳島県立阿南支援学校 服装等規程

- 1 登下校、学校行事は制服を着用することを原則とする。
- 2 学習活動時は、指定の体操服を着用することを原則とする。
- 3 体育的行事は体操服を着用することを原則とし、必要に応じて、指定の帽子も合わせて着用すること とする。
- 4 中学部・高等部の上靴は、指定のシューズを用いることを原則とする。
- 5 中学部・高等部の作業学習の時間は、作業服を着用することを原則とする。 ※作業服は学校指定のものに準じて市販のもので代用してよい。
- 6 特別な事由や児童生徒の障がい特性、発達段階等に応じて適宜対応する。

	冬服(10月~5月)	夏服(6月~9月)
小学部	(制服) ・ブレザー ・カッターシャツ(白)またはポロシャツ(白) ・ネクタイ ・ズボン、スカート (体操服)体調に応じて着用 ・長袖トレーニングシャツ ・トレーニングパンツ ・トレーニングハーフパンツ ・赤白帽	(制服) ・カッターシャツ(白)またはポロシャツ(白) ・ズボン、スカート  (体操服) 体調に応じて着用 ・半袖トレーニングシャツ ・半袖シャツ(市販のものも可) ・トレーニングパンツ ・トレーニングハーフパンツ ・赤白帽
中学部高等部	(制服) ・ブレザー ・カッターシャツ(白)または ポロシャツ(白) ・ネクタイ ・ズボン、スカート (体操服)体調に応じて着用 ・長袖トレーニングシャツ ・トレーニングパンツ ・トレーニングハーフパンツ ・キャップ(白)	(制服) ・カッターシャツ(白)またはポロシャツ(白) ・ズボン、スカート  (体操服)体調に応じて着用 ・半袖トレーニングシャツ ・半袖シャツ(市販のものも可) ・トレーニングパンツ ・トレーニングハーフパンツ ・キャップ(白)

#### 自転車通学規程

(1) 自転車通学の許可条件

原則として次の条件を満たす児童生徒について、各学部で審議し、許可する。

- ①該当児童生徒にとって、最も適当な通学手段であり、かつ安全に通学できると判断される。
- ②当該児童生徒が自転車通学を希望している。
- ③当該児童生徒の保護者も自転車通学が適当であると判断している。
- ④使用する自転車は法律上必要な装備4点【ブレーキ、警報器(ベル)、前照灯(フロントライト)、 尾灯(リアライト)または反射機材】が装備された自転車とする。ブレーキがついていない競技用 自転車や電動キックボード等の特定小型原付は不可。
- (2) 自転車通学における注意事項
  - ①安全に十分注意する。
  - ②交通ルールを守る。
  - ③通学区分がある道路については、自転車用の部分を通行する。
  - ④通学区分がない道路については、道路左端の部分を通行する。
  - ⑤時間に余裕をもって出発する。
  - ⑥ヘルメットを着用して通学する。
  - ⑦防犯登録をしておく。
  - ⑧自転車傷害保険等に加入しておく。
  - ⑨自転車の保管及び管理については、個人で行う。

改善されない場合は自転車通学許可を取り消す。

⑩1ヶ月に1回は車体の点検をする。不備があれば、早急に改善する。 ブレーキ、警報器(ベル)、前照灯(フロントライト)、尾灯(リアライト)または反射機材の不備が

点検箇所・・・ブレーキ、前照灯、タイヤ(空気圧、損傷)、警鈴 その他車体全体 等

⑪保護者は通学路の危険箇所を事前に把握し、普段から生徒の通学状況について話を聞く等して、 安全意識のさらなる向上を図る。

# アルバイトに関する事項

〈アルバイト規定〉

#### 1 許可条件

- (1) 特別な事情のある場合において許可をする。
- (2) 担任と生徒生活指導課に願い出て、校長の許可を受けなければならない。
- (3) 青少年健全育成上、安全上、好ましいと認められる場合において許可をする。
- 2 手続き、提出書類
  - (1) 所定の事項を記入の上、アルバイト許可願を提出する。
  - (2) 新聞配達、牛乳配達等、長期にわたるものは、新年度になるごとに手続きを更新する。
  - (3) アルバイト内容の変更や期間を延長する場合は、改めて許可願を提出する。 また、アルバイトを終了した場合は、担任に報告する。
- 3 特別指導の対象となる場合
  - (1) 許可なくアルバイトをした場合。
  - (2) 許可願の記載事項と異なる場合。
- ○アルバイトにより、学校生活の乱れ(遅刻、欠席、早退の増加、金銭上のトラブル)があった場合、アルバイトの許可を取り消す。
- ○本校ではアルバイトによる配達等のために、原動機付自転車や他の運転免許を取得し、使用することはできない。
- ○高校生として、学校生活のことを第一に考え、曜日や時間を決めること。

# 運転免許(自動車)取得に関する事項

- 1. 自動車運転免許取得(自動車学校入校)許可条件
- (1) 自動二輪車の免許取得・使用について 免許取得・使用を認めない
- (2) 普通自動車の免許取得について
  - ① 自動車学校に入校を希望する者は、「許可願」を提出し、校長の許可を得る。
  - ② 自動車学校への入校は、原則として3年生の10月1日以降、進路決定後(就職希望者は就職 先内定後、進学希望者は進学先決定後)、順次届け出て許可を得てからとする。
  - ③ 免許取得後、速やかに学校またはクラス担任に報告する。
  - ④ 免許取得後も、在学中は車の運転をしてはならない。
- (3) 時期:原則として3年生に対して10月より、許可手続きの受付をする。
- (4) 条件
  - ① 原則として就職・進学の進路が決定していること。
  - ② 学校所定の手続きによって、自動車運転免許取得(自動車学校入校)許可を得ること。
  - ③ 授業など学校に登校しなければならない時間には、原則として教習や免許の受験をしないこと。
  - ④ 免許を取得後、在学中は自動車・原付等を運転しないこと。
- ※ 原則として、授業を無断欠席したり懲戒を受けた生徒は、許可しない。
- ※ 原則として、交通違反・交通事故等に関係する特別指導等を受けた生徒は許可しない。
- ※ 自動車運転免許取得(自動車学校入校)許可の条件を満たさないで、免許の取得または自動車学校に 入校した生徒は、特別指導の対象となる。